

建築確認申請・検査手数料

	確認申請	中間検査	完了検査	(単位:円:非課税)
建築地が千葉県で建築基準法第6条1項4号のもの※1	25,000	31,000	32,000	※1 建設地が千葉県で建築基準法第6条1項4号の枠組壁工法は確認手数料6千円引 ※2 弊社の確認済でない物件で構造計算添付物件は、検査手数料に確認手数料額の50%を加算させていただきます。 ※3 2以上の構造計算添付物件はルート1計算につき3万円加算させていただきます。
30㎡以内のもの	20,000	21,000	22,000	
(構造計算書添付物件) ※2 ※3	50,000	41,000	42,000	
30㎡を超え、250㎡以内のもの	30,000	36,000	37,000	
(鉄骨造の構造計算書添付物件) ※2 ※3	60,000	46,000	47,000	
(鉄骨造以外の構造計算書添付物件) ※2 ※3	85,000	46,000	47,000	
250㎡を超え、500㎡以内のもの	40,000	41,000	42,000	
(鉄骨造の構造計算書添付物件) ※2 ※3	70,000	61,000	62,000	
(鉄骨造以外の構造計算書添付物件) ※2 ※3	95,000	61,000	62,000	
500㎡を超え、1000㎡以内のもの	55,000	71,000	72,000	
(鉄骨造の構造計算書添付物件) ※2 ※3	100,000	101,000	102,000	
(鉄骨造以外の構造計算書添付物件) ※2 ※3	130,000	101,000	102,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの ※2 ※3	200,000	131,000	132,000	
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの ※2 ※3	400,000	251,000	252,000	
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの ※2 ※3	550,000	301,000	302,000	
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの ※2 ※3	980,000	501,000	502,000	
工作物	33,000	-	34,000	
昇降機	35,000	-	38,000	
ホームエレベーター	24,000	-	29,000	
小荷物専用昇降機	23,000	-	28,000	

仮使用認定手数料

	(単位:円:非課税)
250㎡以内のもの	50,000
250㎡を超え、1,000㎡以内のもの	150,000
1,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	200,000

面積の区切りと金額の変更です

既存建築物等の法適合審査手数料

	(単位:円:非課税)	追加費用
500㎡以内のもの	220,000	※調査の結果、指摘した不適合部分を是正工事により適合状態にした場合の当該部分の書類確認または現地確認は別途追加費用となります。また、特別な調査や検証を行った場合は別途追加費用となります。
500㎡を超え、1000㎡以内のもの	330,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	550,000	
2,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	990,000	

検査員等が出張する場合の出張費

	(単位:円:税込金額)
千葉県: 千葉市、習志野市、船橋市、市川市、浦安市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、白井市、鎌ヶ谷市、印西市、八千代市、四街道市、佐倉市、市原市	0
千葉県上記以外	11,000
東京都	22,000
茨城県・埼玉県・神奈川県	33,000
山梨県・栃木県・群馬県・長野県	55,000
その他の区域	77,000

省エネ適合性判定料金

《非住宅》

(単位: 円: 税込金額)

評価手法	適用範囲等	料金
通常の計算法 (標準入力法及び主要室入力法)	500㎡以下	165,000
	500㎡を超え、2,000㎡以下の建築物	264,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以下の建築物	352,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以下の建築物	484,000
	10,000㎡を超え、20,000㎡以下の建築物	572,000
	20,000㎡を超える建築物	990,000
モデル建物法 ・ 建物の用途が工場、倉庫等である場合は、モデル建物法の金額の2分の1の額とする。 ・ 2を超える用途が重複する場合は、1用途毎に66,000円を加算した金額とする。	500㎡以下	88,000
	500㎡を超え、2,000㎡以下の建築物	165,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以下の建築物	220,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以下の建築物	308,000
	10,000㎡を超える建築物	418,000

【共通事項】

- ※1 JACが適合性判定を行った建築物の計画変更により再申請する場合には、表中料金の2分の1の額とする。
 ※2 JACが適合性判定を行った建築物のルートCによる軽微変更の申請料金は、当初の申請料金の2分の1の額とする。
 ※3 再交付料金は、1通につき11,000円(税込)とする。

フラット35 適合証明手数料

(単位: 円: 税込金額)

リフォームの手数料	事前確認省略 有の場合
一戸建て等	55,000円/戸
共同建て	11,000円/戸

(単位: 円: 税込金額)

賃貸リフォームの手数料	事前確認省略 有の場合
1~15戸	77,000
16戸~	121,000

検査員等が出張する場合の出張費

(単位: 円: 税込金額)

千葉県: 千葉市、習志野市、船橋市、市川市、浦安市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、 白井市、鎌ヶ谷市、印西市、八千代市、四街道市、佐倉市、市原市	0
千葉県上記以外	11,000
東京都	22,000
茨城県・埼玉県・神奈川県	33,000
山梨県・栃木県・群馬県・長野県	55,000

※フラット35及び適合証明現場検査が建築基準法と併願申請の場合は、出張料は不要です。